平成２５年度中心市街地活性化関連予算について

平成２５年５月
厚　生　労　働　省

（単位：百万円）
括弧内は平成２４年度予算額

都市福利施設を整備する事項

○　医療提供体制施設整備交付金
２５年度予算額　　４，０３４（３，８７１）

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、医療施設等の施設整備を支援する。都道府県において、作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県の自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしている。

○　社会福祉施設等施設整備費補助金
２５年度予算額　　５，２０７（１０，６００）

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な事業所等を社会福祉法人等が設置する場合、その費用の一部を補助する。

○　保育環境改善等事業
２５年度予算額　　１３７（１３７）

保育サービス等の推進のため、駅前の利便性の高い場所などにある賃貸建物等に、保育サービス提供施設を設置するための環境改善に必要な準備経費を助成する。

※　安心こども基金
２０年度第２次補正予算　１００，０００（文科省分含む）
２１年度補正予算　１７０，０００（文科省分含む）
２２年度補正予算　１００，０００（文科省分含む）

２３年度補正予算　　１３３，０５８（文科省分含む）
２４年度予備費　　１２５，４６８（文科省分含む）
２４年度補正予算　　５５，６７５

こどもを安心して育てることができるような体制整備を行うため、保育所や認定子ども園の整備等を実現する場合に活用できるよう、都道府県へ基金を設置。

○　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
２５年度予算額　　４，０１４（４，４０６）

高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、地域再生の観点なども踏まえ、各地方公共団体が地域の実情に合わせて裁量や自主性を活かしながら介護サービス基盤等を整備することを支援する。

街なか居住の推進に関する事項

○　地域支援事業交付金
２５年度予算額　　６２，３３５（６４，１７０）

地域支援事業交付金のメニューの一つとして、多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣する事業等について支援する。

医療提供体制施設整備交付金の概要

Ⅰ 予算額

平成24年度予算額　　平成25年度予算額
3,871百万円　→　4,034百万円

Ⅱ 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

Ⅲ 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

医　療　計　画

都道府県は**「医療計画に基づく事業計画」**を策定

「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

Ⅳ 交付対象

・補助対象施設：公的団体（☆印）、民間事業者（★印）

注1）公立は補助対象外。
注2）公的団体・・・日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の4団体。

交付金対象事業区分（38事業）		
休日夜間急患センター ☆★	不足病床地区病院☆	医療施設耐震整備★
病院群輪番制病院及び共同利用型病院 ☆★	基幹災害拠点病院☆★	アスベスト除去等整備☆★
	地域災害拠点病院☆★	看護師勤務環境改善★
救急ヘリポート☆★	院内助産所・助産師外来施設☆★	看護師宿舎★
（地域）救命救急センター ☆★	がん診療施設 ☆★	病院内保育所☆★
小児救急医療拠点病院 ☆★	医学的リハビリテーション施設☆	院内感染対策施設★
小児初期救急センター施設☆★	腎移植施設 ☆★	医療機器管理室★
小児集中治療室☆★	特殊病室施設 ☆★	地球温暖化対策☆★
小児医療施設☆★	肝移植施設☆★	内視鏡訓練施設★
周産期医療施設 ☆★	治験施設★	看護師等養成所★
地域療育支援施設☆★	病児・病後児保育施設 ☆★	看護師等養成所修業年限延長施設☆★
共同利用施設（開放型病棟等）★	特定地域病院☆	看護教員養成講習会☆★
医療施設近代化施設 ☆★	地震防災対策医療施設耐震整備☆★	歯科衛生士養成所★

Ⅴ 調整率

- 調整率　0.5、0.33

社会福祉施設等施設整備費補助金

平成25年度予算：52億円

○ 平成25年4月から障害者総合支援法が施行をされる中、地方自治体の整備計画を着実に実施することにより、障害者及び障害児に必要とされる障害福祉サービスの提供を行う。

補助率 ： 国 1／2、都道府県・市 1／4、設置者 1／4

障害児支援の充実

○ 身近な地域において、気になる段階からの早期支援が可能となるよう、相談支援の実施、様々な障害に対応したバリアフリー化、及び一人一人の症状に応じたきめ細やかな療育の推進を図るため、各地域の拠点となる児童発達支援センター（通所）や障害児入所施設の整備・改築を促進し、地域支援機能の強化を図る。

○ 家庭的な環境での療育、様々な障害・特性に応じたケア及び自立に向けた支援が可能となるよう、小規模な形態によるきめ細やかな支援体制を整備する。

グループホーム・ケアホームの整備促進

○ 自治体で策定した第3期障害福祉計画の平均整備目標では、0．9万人分の整備が必要となっており、障害者の地域移行を更に推進するため、グループホーム・ケアホームの整備を推進する。

また、グループホーム・ケアホームの一元化、サテライト化等、地域の実情に応じた整備についても促進する。

第3期障害福祉計画における整備目標値

（単位：人）

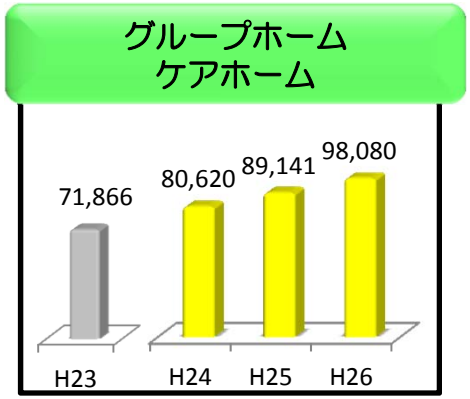

日中活動系サービス等の充実

○ 障害児・者の就労支援や地域移行支援の充実を図るための日中活動系サービス等の施設整備を着実に推進する。

第3期障害福祉計画における整備目標値

（単位：人）

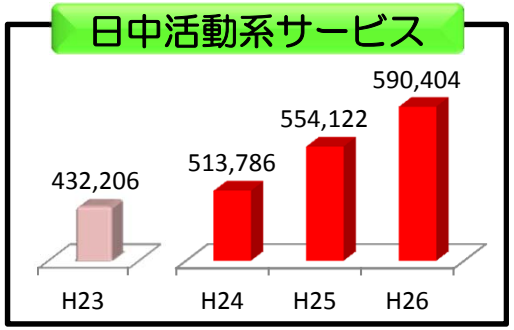

【対象の拡大】

○ 新たに、施設の改修（賃貸物件を含む）、及び施設と一体的な整備が必要となる大規模生産設備の整備をメニューに追加。

保育環境改善等事業費

～　年金特別会計　子どものための金銭の給付勘定　～

１３７百万円　→　１３７百万円

（主な内容）

〇対象か所数　１２０か所　→　１２０か所

〇補助単価（１事業当たり年額）基本改善事業　＠７，０００千円
環境改善事業　＠１，０００千円

１．予算額等の推移　（単位：百万円）

年　度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予 算 額	253	228	228	137	137
か 所 数					
予　算	200	200	200	120	120
実　績	149	127	139	176	－

※平成24年度は交付決定ベース

２．事業内容

保育サービス等の推進のため、駅前の利便性の高い場所などにある賃貸建物等に、保育サービス提供施設を設置するための環境改善等に必要な準備経費を助成する。

３．補助根拠　予算補助

４．実施主体　市区町村又は保育所を経営する者

５．補 助 率　１／３　（国１／３、都道府県１／３、市町村１／３
国１／３、指定都市・中核市２／３）

安　心　こ　ど　も　基　金　の　概　要

安心こども基金　総額（国費）　6，842億円

20年度第2次補正予算	1,000億円	22年度補正予算	1,000億円	23年度第4次補正予算	1，270億円
21年度第1次補正予算	1,500億円	23年度第1次補正予算	27億円	24年度予備費	1，255億円
21年度第2次補正予算	200億円	23年度第3次補正予算	34億円	24年度補正予算	557億円

安心こども基金（平成20年度第2次補正予算）　1,000億円

基金創設（平成20年度～22年度）により、新待機児童ゼロ作戦（保育所等緊急整備事業（一部、補助率の引き上げ）等）の前倒し実施

→　15万人分の受入体制の整備

安心こども基金の拡充（平成21年度第1次補正予算）　1,500億円

①保育サービス等の充実
②すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実
③ひとり親家庭等への支援の拡充
④社会的養護の拡充

安心こども基金の拡充（平成21年度第2次補正予算）　200億円

待機児童解消のため、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用した、

〇小規模な認可保育所（分園等）の設置に係る施設整備、賃貸料、改修費

〇家庭的保育の実施場所の改修費や賃貸料

について補助基準額及び補助率の引き上げ

安心こども基金の拡充・延長（平成22年度補正予算）　1,000億円

安心こども基金を積み増すとともに事業実施期限を平成23年度末まで延長する

安心こども基金の拡充（平成23年度第1次補正予算）　27億円

安心こども基金の積み増し

〇被災した児童への相談・援助事業

安心こども基金の拡充（平成23年度第3次補正予算）　34億円

安心こども基金の積み増し

〇保育所・幼稚園等の複合化・多機能化推進事業

安心こども基金の拡充・延長（平成23年度第4次補正予算）　1,270億円

安心こども基金を積み増すとともに事業実施期限を平成24年度末まで延長する

安心こども基金の拡充・延長（平成24年度予備費）　1,255億円

安心こども基金を積み増すとともに事業実施期限を一部事業（保育所整備等ハード事業）について平成25年度末まで延長する

安心こども基金の拡充・延長（平成24年度補正予算）　557億円

〇待機児童解消のための保育士の確保

・保育士の就業継続を支援する研修、潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、保育士の処遇改善等

〇保育や地域の子育て支援の充実等

①安心こども基金を積み増すとともに事業実施期限を一部事業（ソフト事業）について平成25年度末まで延長・拡充する

・認定こども園事業費等の充実　等

②子育て支援交付金事業の組み替え・拡充

・地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業の機能強化　等

③ひとり親家庭等の支援

④社会的養護の推進等

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の概要

平成25年度予算　**地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）　40億円**

1. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）

市町村（特別区を含む。）は、

① **市区町村全域を単位として、**②毎年度、③市町村が関与して実施する都市型軽費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした**「先進的事業等整備計画」**及び既存の介護療養病床の老人保健施設やケアハウス等への転換を内容とする**「介護療養型医療施設等転換整備計画」**を策定することができる。

【交付対象事業】

- ○ **都市型軽費老人ホーム整備事業**：要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な高齢者に対応するため、都市型軽費老人ホームを整備するために交付金を交付。
- ○ **施設内保育施設整備事業**：介護関連施設等において施設内保育施設を整備するために交付金を交付。
- ○ **緊急ショートステイの整備事業**：虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。
- ○ **市町村提案事業**：市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。
- ○ **小規模な養護老人ホーム整備事業**：要介護度が低いものの、低所得で居宅での生活が困難な高齢者も住み慣れた地域で生活がつづけられるよう、小規模な養護老人ホームを整備するために交付金を交付。
- ○ **地域支え合いセンター整備事業**：高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人などの非営利組織の活動拠点となる「地域支え合いセンター」のモデル的な整備をするために交付金を交付。
- ○ **介護療養型医療施設等転換整備事業**：既存の介護療養型医療施設等を老人保健施設やケアハウス等に転換することを支援するために交付金を交付。

【助成単価】

整備区分	単位	配分基礎単価
都市型軽費老人ホーム整備事業	整備床数	1，500千円
施設内保育施設整備事業	施設数	10，000千円
緊急ショートステイの整備事業	整備床数	1，000千円
市町村提案事業	施設数	30，000千円

整備区分	単位	配分基礎単価
小規模な養護老人ホーム整備事業	整備床数	2，000千円
地域支え合いセンター整備事業	施設数	（創設）30，000千円 （改修）6，500千円
介護療養型医療施設等転換整備事業	転換床数	（創設）1，700千円 （改築）2，100千円 （改修）850千円

2. 交付金の交付の流れ

市　町　村

① 市町村整備計画を策定
- 市町村全域を単位として、都市型軽費老人ホームの整備等に係る「先進的事業等整備計画」を策定
- 市町村全域を単位として、既存の介護療養病床転換のための「介護療養型医療施設等転換整備計画」を策定

② 計画を国に提出（都道府県を経由）

国

③ 次の採択指標をもとに評価を行い、予算の範囲内で評価の高い順に計画を採択。

客観的指標　・・・・高齢者の将来増加率、圏域における施設整備の状況　等

政策的指標　・・・・既存の社会資源を活用しているか、元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したものであるか　等

市　町　村

④ 配分基礎単価により、交付金を算定の上、各市町村へ交付。
（注）交付に当たって、市区町村の制度的負担は求めない。

地域支援事業の概要　　25’（案）　623億円

○　要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容

(1)介護予防事業

ア　二次予防事業（二次予防事業の対象者に対する事業）
- 二次予防事業の対象者把握事業
- 通所型介護予防事業
- 訪問型介護予防事業
- 二次予防事業評価事業

イ　一次予防事業（全ての第１号被保険者を対象とする事業）
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
  ※ボランティア等の人材育成、地域活動組織の育成･支援　等
- 一次予防事業評価事業

※(3)を導入する市町村は、(3)の事業の中で実施

(2)包括的支援事業

ア　介護予防ケアマネジメント業務

イ　総合相談支援業務
　※地域の高齢者の実態把握、生活支援サービスとの調整　等

ウ　権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）

エ　包括的・継続的マネジメント支援業務
　※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、
　　地域のケアマネジャーのネットワークづくり　等

(3)介護予防･日常生活支援総合事業（平成24年度創設）※導入は任意

ア　要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業
- ・予防サービス事業(通所型、訪問型等)
- ・生活支援サービス事業(配食、見守り等)
- ・ケアマネジメント事業
- ・二次予防事業対象者の把握事業
- ・評価事業

イ　一次予防事業

(4)任意事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、配食・見守り等

○地域支援事業の事業費

市町村は、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定める。

※　政令で事業費の上限を規定（市町村が介護保険事業計画に定める介護給付見込額に対する以下の割合を上限とする。）

地域支援事業	３．０%以内
「介護予防事業」又は「介護予防･日常生活支援総合事業」	２．０%以内
「包括的支援事業」+「任意事業」	２．０%以内

※　介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村のうち厚生労働大臣の認定を受けたときは、上限の引上げが可能

地域支援事業	３．０%＋１%以内
介護予防･日常生活支援総合事業	２．０%＋１%以内
総合事業以外の事業	２．０%以内

○地域支援事業の財源構成

介護予防事業

介護予防･日常生活支援総合事業

【財源構成】

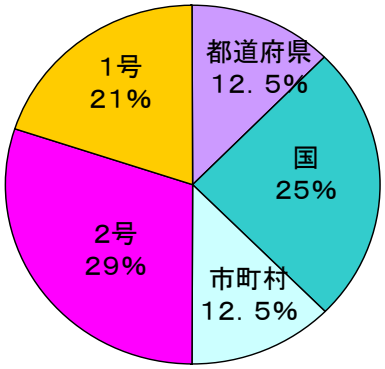

○　費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

包括的支援事業･任意事業

【財源構成】

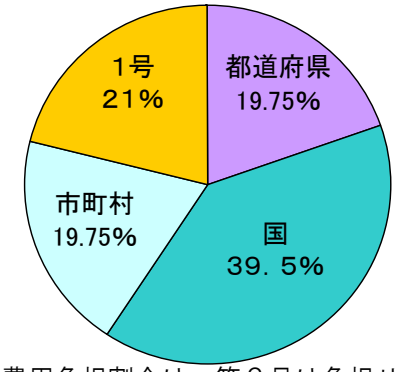

○　費用負担割合は、第２号は負担せず、その分を公費で賄う。
（国：都道府県：市町村＝２：１：１）